

令和4年度 第1回 長野市景観審議会記録 (公開用)

日時 令和4年7月8日(金)

午後1時30分～午後 時 分

場所 市役所第一庁舎 7階 第一・第二委員会室

出席委員 13名

赤羽委員、久米委員、榊原委員、高瀬委員、野口委員、羽藤委員、石黒委員、
北村委員、篠原委員、土倉委員、湯本委員、渋澤委員、下崎委員

欠席委員 1名(稲葉委員)

1 開 会

定足数の確認

2 会長挨拶

3 諮 問

- ・第35回長野市景観賞について
- ・景観重要建造物の現状変更について(北村邸)

4 審 議

- ・第35回長野市景観賞について

事務局：これより審議をお願いいたします。長野市の景観を守り育てる条例第35条第1項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、北村会長よろしくをお願いいたします。

議 長：それでは、ただ今より審議に入ります。

長野市景観賞選考要領に基づき、第35回長野市景観賞の一次選考について審議に入りたいと思います。

まず、景観賞の選考要領及び一次選考について、事務局から説明をお願いします。

事務局：【資料2「長野市景観顕彰制度実施要綱等」について説明】

議 長：景観賞の選考要領及び一次選考について、事務局から説明がありました。質問等はありませんでしょうか。

委 員：【質問なし】

議 長：続きまして、各候補作品の内容について、事務局から説明をお願い

ます。

事務局：【資料1「第35回長野市景観賞候補作品調書」及び動画により概要説明】

議長：ただいま候補作品及び一次選考について説明がありましたが、質問等がありますでしょうか。

委員：15番についてですが。

映像が遠い感じがしました。公道からだとなのようにしか見えないということでしょうか。

事務局：公道からもう少し近くに寄れますが、建物の近くに大きな松の木があり、建物が隠れてしまう状況だったので、少し離れて撮影しました。

15番右上の写真のような状況で、近くで見ることができます。

委員：19番についてですが。

実施要領(4)に「ながの花と緑大賞の応募内容に該当しないもの」という記載がありますが、これは歩道を含めた全体ということで、特に緑化のことだけを対象にしている訳ではないから、これに抵触しないという考え方で良いでしょうか。

事務局：歩道に対しての推薦でしたので、工作物、歩道での評価をしていただきたいと思います。

ながの花と緑大賞には抵触していません。

委員：19番についてですが。

もともと水が流れていた場所に、水をイメージした模様を作ったようですが、そもそも水を残すといった選択をしなかったのはなぜですか。わかれば教えてください。

事務局：長野駅東口で、30年かけてやってきた長野駅周辺第二土地区画整理事業で生み出した歩道であります。もともとは、善光寺平土地改良区の開渠の水路がありました。親水性で残すかどうかの議論は過去にされたようでしたが、開渠にするとフェンスを付けなければいけないなど、なかなか残すのは難しかったと聞いています。そこで『せせらぎ』という形で人口的で実際に水路は見えないけれども、形を残すということで作られました。

また、今回の対象とは離れる場所になりますが、一部でも見える部分をなんとか区画整理で生み出そうということで、長野朝日放送の西側にある、通称「都市軸」と呼んでいます。道路の大きな中央分離帯の中に「見える水路」を造る、という中で今回の場所を整備したと聞いています。

委員：2番についてですが。

正面の土蔵と母屋の改築ということでしたが、もとの建物は取り壊

して新しく造ったということかですか。

事務局：改築ではなく、リフォーム、改修のことを指しています。

議長：それでは、ご意見ご質問が出尽くしたようですので、投票に移りたいと思います。10点の持ち点を1～5点の範囲で配点し、合計が10点以内になりますよう採点をしていただきたいと思います。投票用紙は事務局が回収します。

【採点・投票・休憩】

議長：それでは、再開します。

事務局より、集計結果の説明をお願いします。

事務局：**【採点集計結果について発表】**

議長：それでは、皆さまからご意見をいただきたいと思います。

最高点が27点、0点が2件ありました。2点以下の6件については対象外にしてよろしいですか。

委員：**【意見なし】**

議長：それでは、2点以下のものについて、選考対象からはずして意見交換をしたいと思います。

何かご意見はありますか。

委員：14番についてですが。

動画を見て素敵だと思ったのですが、賛同してもらえる方がで
しょうか。

委員：存在感があって素敵だと感じました。セットバックも効果的だと思
います。

委員：2番が10点、8番が10点、14番が10点、19番が10点と同点で
すが、14番に関してはもう少し植栽が充実してからでも良いのでは
ないかと思って質問しました。

ありがとうございました。

委員：現地視察をできるだけ短縮できるかということだと思いますが、9
番のA校舎と10番のB校舎を一緒に見せてもらうことは可能でしょ
うか。18番は見たことがないという方はいないと思うので、とりあ
えず通るということにすれば、現地視察の数は減らせると思います。
20番はだいぶ有名になったので、行ったことがあるのであれば減ら
せるのではないのでしょうか。

議長：対象外とした10番のB校舎は9番のA校舎と同時に見るなら視察
に影響はないでしょう。14作品については、ここで意見交換をする
より現地視察をして意見交換をするほうがよろしいかと思うので
すが、がいかがでしょうか。

委員：一緒に視察することに異論はありませんが、あえてリストに載せな
くても良いかと思えます。1票しか入っていないので。

9番のA校舎は雰囲気があるが、10番のB校舎はどう見ても雰囲気があるとは言えないので、ついでに見る程度で良いかと思います。20番は皆見ているから、視察しなくても良いのではないかというのには反対です。見るべきだと思います。

14作品まで見に行く余裕があれば行きたいが、15番と20番が多少離れているだけであとは中心市街地に近いです。

事務局はどう考えていますか。

事務局：篠ノ井と豊野と飯綱が中心部から少し離れています。

バスの中から確認できるものがあれば、そのような方法も参考にしていきたいと思います。

議長：以前もバスから確認することはありました。

18番はその方法でも良いでしょう。去年も候補でしたね。

委員：公共工事の受賞は1作品に限られています。明らかに20番が対象になるでしょう。他2作品の公共工事は見に行かなくてもいいのかと思いました。民間の工事を見た方がよいと思います。

議長：20番が圧倒的であるので当然視察しますが、湯本委員の意見は最もでもあるので、19番と18番はカットすることで異議ありますか。

委員：ここで外すというのは一次選考から漏れたという認識で良いのでしょうか。

一次選考を通すのであるならば、公平に視察する必要があると思います。視察しないのであれば、一次選考で選ばれなかったという形にしないといけないと思います。

委員：その意見に賛成です。

公共作品が3点ありますが、一次審査の段階で19番と18番が落ちることを、この2作品に投票した方が同意してもらえれば落して良いのではないのでしょうか。

議長：投票された方どうですか。

委員：両方とも投票しました。

最終選考で公共作品は1作品とし、奨励賞もないとのこと。20番の点数にはかなわないようなので残念ですが同意します。

委員：投票したか否かは秘密ですが、18番も19番もバスから見えます。ここで落とす必要はないと考えます。

委員：バスで通るということに時間を使うより、他の作品に時間をかけた方が建設的です。

委員：そこで時間を使うのではなく、バスから見える範囲で通り過ぎるのはいかがかという提案です。長野駅が候補になった時もそのような手段をとったかと思います。

委員：18番に関して、今回は北野建設本社や、後町小学校跡地の宿舎が近

くにあったので、ついでに 18 番まで足を伸ばしました。

しかし、今回は近くに他の候補作品がありません。見るのであれば時間を取られます。19 番も同様です。公平さを主張して見ると言われると、13 番、14 番が視察できなくなると思います。

委員：そうではなくて、視察の通り道にするということです。長野駅の改築の時にも降りてはいません。

委員：19 番は歩かなければ意味がありません。

委員：ここですよ、というのは無理なのでしょうか。

委員：それでは作品の意図も読み取れないと思うのです。

委員：しかし、公共作品が 1 作品しか出てこなくて 20 番が選ばれたという状況ではないので、一次選考から消すというのは違うと思います。

議長：点数に差がありすぎます。27 点と 10 点。どう見ても逆転はあり得ないと考えます。先ほどの 2 点以下の作品と同じ扱いにしても良いのではないかと、ということです。

委員：論点が 2 つあると思います。

時間の問題なのか、公共作品を絞って民間を選ぶという問題なのか。どちらでしょうか。

委員：時間の問題です。時間があるなら全部見ればいいのだから。

委員：では、公共のものは点数が圧倒的であるから、見なくても決まったという判断をするということですか。

もしくは、あくまで時間の問題ということなのですか。

確かに、審査方法からしたら二次審査に引っかかるものを選ぶという手順なので、そういう考え方で良いかと思いましたが、ここで、選ばれているにもかかわらず公共作品を 1 点に絞るということは、より民間のほうに力を入れるという意味合いなのかと思ったので質問しました。

時間の問題であるということなら、理解しました。

議長：公共作品はこれで決まりということですよ。

委員：公共作品としては 20 番しか残さないということかと思うのですが、20 番が最終的に景観賞に入るかどうかは分かりません。これだけ点数が高ければ受賞する可能性は高いが、この段階で受賞が決まったということではありません。

しかし、公共作品として見た場合に、20 番を差し置いて、他の公共作品が受賞するということは今の状況からして考えにくいです。

だから、票を入れた方に選考から外すことを確認するべきだと言いました。最後まで残してほしいというならば、視察するべきだと思います。票を入れた方全員が納得しなければ、選考から外すべきではないと思います。

委員：両作品に投票しました。

見てみたいという思いから投票しました。18番は土地区画整理事業の中で、歩道として予算をかけて整備されたというのを知らなかったの、どういった経緯があって整備されたのかをもう少し知りたいと思ったのと、歩いたことがないので視察してみたいと思いました。

一次選考の結果を見ると、確かに20番とだいぶ差がついています。ひとつ確認したいのは、要綱要領には原則として公共は1作品となっていたと思いますが、原則に例外はあるのですか。また過去には2作品以上の事例はありますか。

事務局：ここ近年に例外はありません。

H21年以前に公共作品が複数入選したことがあります。詳しい経緯は現段階では分かりません。

事務局としては、集合時間を早めてみたり、昼食時間を短くするなどして、14作品視察するルートを考えるのはどうかと提案します。

議長：『原則』としたのは、公共事業はある程度費用をかけられる点を考慮したものです。民間が公共に太刀打ちできなくなる恐れがあります。民間がせっかく景観賞に値するものをつくっても、公共の規模に敵わないことから、原則1点という規定が生まれたと記憶しています。

それから、「今点数が低いから選考作品数から外す。」「賞の枠が決まっている。」などといっても、全てが受賞作品を当てはめるものではありません。昨年も受賞は3作品でした。

そのようなことから、今回も『原則』ということにしたいと思っています。

委員：事務局からも提案があったし、下崎委員からも視察してみたいという希望や票を入れた理由もお聞きしました。そのような理由で見たいという委員がいるかぎり、一次選考からははずすべきではないと思います。18番も19番も視察したいと思うがどうでしょうか。

議長：こだわる訳ではないが、これだけの点差があります。原則もありますし、公共が複数受賞することはないと思います。私も票を入れた一人だが、時間がないなら個人的に視察して来ようと思っていました。感心は持っています。自分の足で行ってもらおうというのもひとつだと思います。そんなことでお願いできたら。

委員：個人的に行くというのは賛成ですが、そうすると羽藤委員の話というのは、公共の2件は一次選考で落とすという認識で良いのですか。

議長：そうです。

いかがですか。

委員：一次選考で落とすことには反対です。個人で見てきてほしい、という意見には賛成です。

今回、民間のほうをたくさん見たいという意見が多そうなのは、民間で有力になりそうな企業が建てた大きな建築物とか、費用がかかった建築物が今回は少なくて、景観に配慮した個人の方による良質な建築物が複数あることが理由かと思います。実際に見ると感じ方が変わったりするものなので、できるだけたくさん見て話し合いたい、ということだと思います。

今回は良質な作品がたくさんあるので、少したくさん見てみましょうという意見には賛成です。

委員：公共の2作品が落ちるか否かは、皆さんのご意向に沿っていきたいと思います。その場合、どこを重点的に見て、どこをちらっと見るだけにするかというのを現時点で仕分けしてしまうのはあまりよろしくないと思います。二次審査に残すというのは、最後に競っていった最終的にどちらになるか、といった可能性があるので、視察段階で差があるのは良くないでしょう。

時間が許すなら全部見るのがベストだと思います。時間がないのであれば、5点と6点の間とかにラインを設けるといった方法になるのではないかと思います。

議長：2通りの方法があります。

例年通りの時間帯で全てを視察することができるか。

もしくは、18番と19番を飛ばすかの2つです。

事務局：皆さんの意見を踏まえ、14か所全て現地調査する方向でスケジュールを組んでみたいと思います。いったん事務局に預けてもらえますでしょうか。

委員：14か所現地調査するという事は、14作品が一次審査を通過したということですか。どれを視察するかは事務局に任せる、ということですか。

議長：その通りです。

事務局：基本的には、14か所全て現地調査したいと考えています。

議長：では、全て現地に行く方向で考えたいと思います。

どうしても時間が足りないということになったら、ここは議長に一任してもらいたいと思います。

では、一次審査通過作品は14作品に決定しました。視察のスケジュールについては平等に回れるよう事務局にお任せします。

その他、御意見ありますでしょうか。

委員：3番と17番についてですが。

今回は保育園や病院、公共が多くて、保育園や病院の外構まで手を

入れられる物件が出てきていると思いましたが、実際は14作品までに入っているのが3番と17番の2作品で、『周辺地域と調和する花のある保育園』というのに対して、15位に入っている4番の『豊かな自然を五感で感じる保育園』のコンセプトが同じに感じているのに、外観の色が4番はブルーが入っていて、そのブルーが自然という中では少しショッキングなのかなと感じながらも、17番も赤のコントラストが周りの柵の朱色が気になって自然環境に調和しているのかなと疑問に感じます。

そうなると、12番は何故0点なのか、ということになります。3作品の外観の配色や素材が、同じコンセプトの中で票が分かれています。4番を落とすと比較するものが無くなってしまったのが気になりました。花のある保育園が周辺地域と調和しているのか、していないのかの判断する時に何か比較するものがなくていいのかなと。

事務局が用意してくれた動画や写真も、先ほど質問が出た15番とは実際の景観と全く印象が違います。もしかしたら、現場に行っていない人がこの資料で判断するのは難しいのではないかと心配していましたが、点数が入っていたので、実際に見ている方が多いのかなと思ったりして気になりました。

ピンクやブルーを使っている外観が周辺と調和しているかどうかの判断をする時に、17番だけ入っていていいのかなと気になったので意見しました。

17番も得票が少ないので、受賞には絡まないかもしれませんが、17番に入れた方に理由を聞かせてもらいたいと思います。得点も6点なので。

委員：4番、17番に入れました。12番は迷ったが入れませんでした。本当は全部見てみたいと思ったのが本音です。形や周辺との緑化の問題とかを写真と動画から判断してより視察したいほうに入れました。

委員：見てみないと分からないが、ただでさえ公共作品を全部みるかどうか揉めているのに、課題を増やしてもいけないかと思っていました。

委員：それを言い始めたら、応募作品を全部見ることになります。それは収集がつかなくなるので避けたいです。一次審査に通らなかった6作品は、個人的に見に行ってもらえたらと思います。

委員：5番についてですが。

資料のフリガナが間違っています。「HAIR」のカタカナ表記が抜けているので、HAIRに意味があるのでよろしくお願いします。

事務局：了解しました。修正いたします。

委員：事前に送ってもらった資料(写真)と動画の印象が違うので、可能であれば動画も事前に確認できるように次回から考えてほしいです。

事務局：検討します。

委員：私も動画で印象が変わると思ったので、お願いしたいのですが。先ほどの17番は、庇が風にたなびいているのを見て、初めて特徴を理解したので、動画もそれぞれの特徴をクローズアップした形で準備してもらえると良いと思います。それが主観になってしまう懸念はありますが、検討してほしいです。

事務局：工夫して御提供したいと思います。

議長：失礼ながら、前回の方が動画の撮り方が良かったです。参考にしてください。

委員：資料をもう少し早めにいただけると、個人で事前に見に行けます。審議会を遅らせてもいいので、工夫してみたらどうか提案します。動画より実際に見た方がもっと良いので。

委員：もっともな意見ですが、実際のところ募集を締め切って、所有者にコンタクトをとったり、法的な確認をしたり、今回も最速で資料を作成してもらったかと思います。これを早めてほしいというのは事前チェックに問題が生じる恐れがあります。

もちろん、事前に実際に現地を見たいとも思うので、思い切って審議会をひと月くらい遅らせるとかしないと、現スケジュールで進めるのは無理があります。やるなら、景観賞選定のスケジュールを後ろに伸ばすという形で対応するしかないかなと思います。

議長：分かっていることなのに、無理を言っています。事務局が一生懸命やってくれていることは分かっています。

委員：資料が届いてから土日が2回くらいあると、現地を見に行けて良いかと思います。

事務局：募集期間や調書作成、一次選考、二次選考、表彰等のスケジュール面の調整もあるなかで、委員の皆さんの要望を参考に来年の計画を検討していきたいと思います。

議長：その他に御意見ありますでしょうか。

委員：先程、18番で新たな植栽をされたといった説明があったが、最近のことでしょうか。造成時にケヤキを移植して、プラス新たな植栽をしたという意味ですか。

事務局：最近のものではなく、建設当初のものです。

委員：19番についてですが。

東口の土地区画整理事業の中で整備したということだが、他にも市でそのような歩道を整備した例はありますか。

何か魅力的なところや計画は他にもあるのですか。

信毎の川沿いに整備されているものも景観賞を受賞したが、あれも市の整備ですか。

事務局：景観賞の関係は分からないのですが、古くは二線路通りやしまんりょ小路、北八幡川、南八幡川のかっぱの置物のある通りの景観整備をしました。

最近だと、景観賞を受賞した中央通り新田町交差点から北の歩道拡幅と車道の石畳化の整備をしています。主に中心市街地で景観に関する取り組みをしています。

現在事業化しているものはありません。しかし、今年の2月に中央西地区市街地総合再生基本計画を作成した中で、今後中央通りを新田町交差点から南側の道路空間をデザインしながら、歩きやすい歩道整備や空間整備をしていこうという計画が進められています。

議長：よろしいでしょうか。

それでは、これで一次選考を終了します。

最終選考の現地調査については、事務局から説明があります。

事務局：それでは、ただいま決定いただいた、最終選考対象作品を確認させていただきます。

対象作品は14作品。

以上の作品につきまして7月22日(金)に開催予定の第2回審議会において現地調査をお願いいたします。

現地調査につきましては、事務局においてコース等の設定を行い、第2回審議会の開催通知でお知らせします。

議長：それでは、本日の審議については、全て終了いたしましたので、議長を降ろさせていただきます。

ありがとうございました。

事務局お願いします。

5 その他

事務局：それでは、事務局から2点説明いたします。

1点目として、「大豆島地区産業用地について」でございます。こちらにつきましては、関係課からの説明ということで、商工労働課、都市計画課が同席させていただきます。

都市計画課：現在、本市ではエムウェーブ南の区域において、新たな産業用地の開発を進めているところです。開発が大規模になることから、本審議会にも情報提供させていただきます。配布資料の説明を商工労働課から、その中で都市計画に関する内容を都市計画課から説明させていただきます。

商工振興課：【長野市大豆島地区エムウェーブ南産業用地開発について説明】

都市計画課：引き続き、都市計画関係の説明をします。

資料のとおり、当該区域は工業系用途地域として、次回の区域区分の見直しの際に市街化区域に編入する予定です。また、新たな市街化区域となることから、都市計画法に基づく地区計画を策定します。これにより大規模開発にもかかわらず、景観法に基づく届け出及び景観条例に基づく事前協議は不要となります。

地区計画については、建築物の用途、建蔽率、容積率のほか、敷地の最低限度や壁面位置に関する制限を設ける予定です。

当該エリアは、工業地域として市街化編入する予定で、用途地域による高さ制限が無いことで、ある程度高い建築物の建設が見込まれることから、地区計画においても高さ制限は設けない予定であります。なお、高さ制限を設けない代わりに、景観形成基準の内容の一部を地区計画に反映させるほか、周辺の景観に配慮した形態・意匠や配置となるよう指導、要請していく予定です。

事務局：併せて配布した資料のうち、まちづくり課によるものは、景観法と屋外広告物法を抜粋したものとなります。併せてご覧ください。

委員：大規模な産業用地が開発されるということで、大変すばらしいことだと思います。地区計画が適用されるということで、長野市の景観法等の適用が除外されるということは承知しています。ここ3～4年にかけて、事前協議制度を設けて大規模開発に一定の景観に対する考え方に則って事業者にも協力をお願いし、デザイン専門部会が引き受ける形で審査を継続してきました。今回、都市計画課が主導している以上は心配ないと思うが、できれば、長野市の景観条例等の一元化、一連の流れを考えると、景観の制度上は必要ないとしても、まったく蚊帳の外において勝手に地区計画として進めるといった形では、長野市としての景観の統一性というものに多少疑問を感じます。制度上で地区計画があるために、景観条例の事前協議の適用にならないというのは了承しますが、できれば、地区計画をまとめていく段階で、私どものデザイン専門部会なりに対しても情報を提供していただいて、デザイン専門部会の考え方が多少でも反映できるような機会をうまく作っていただき、キャッチボールしながらそのようなスタンスで地区計画をまとめてもらえたらいいなと思います。

都市計画課：ご指摘の内容については、我々も認識しています。

地区計画の策定にあたっては、都市計画審議会の案件ではありませんが、適時適切な段階で情報提供し、ご意見をいただきたいと考えています。

委員：個人研究で、冬季オリンピックの住民投票に関する研究というのを

行っています。世界中の冬季オリンピックが開催されたメイン会場や競技場などをたくさん見てきました。

このように隣に工業用地がある所はありません。ヒトラーの時代のものから見ていますが、隣に工業用地があるオリンピックの記念碑的な建物があって良いのかという個人的な思いがあります。たいてい、周りは広い公園や森になっています。とても悲しいです。

この間、冬季オリンピックを引き受けるような街はありません。住民投票で全て冬季オリンピックは否決されています。住民投票ができないような街でしかオリンピックはもうできない、そういう世界になってきています。その中で、札幌市、長野市は民主的な形で、独裁体制の国でしかオリンピックはできないという危機的な状況にあります。その中で、長野市は今後もかつての施設を活用しながら、それをリノベーションすることによって、環境にやさしいオリンピックができる非常に貴重であることを調査の中で身に染みて感じています。なぜこの場所なのか、という思いがあります。もう私にその決定権はないと思いますが、もし、ここに高い建物が建てられるのであれば、緑でその建物が見えないようにする、視点場から裏が工場であることを分からないようにする、そういうふうにして、世界に誇れる景観を守れるような開発にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

都市計画課：ありがとうございます。

我々も景観については十分配慮するように、関係機関、関係事業者に要請をしております。

委員：どうしてこの場所が選ばれたのですか。

「ながの百景」の 32 番に「エムウェーブと周辺の眺め」が入っているが、今後はこのままではいかななくなるということですので、選定の理由を知りたいのですが。

商工振興課：場所の選定については、市内に産業用地を作りたいということから、産業用地の適地かどうかという観点で、いくつかの候補地の調査を複数行いました。候補地を絞る過程で、特にこの大豆島のエムウェーブ南については、隣接する東外環状線という県道が 4 車線に拡幅されることや、IC に近いこと、南に向かうと無償化が要請されている五輪大橋があること、若穂のスマート IC の整備など交通の利便性が高まる地域であることがひとつです。また、周辺には東部工業団地、第二東部工業団地もあり、工業地域としての近接性があるということから候補地として選ばれてきているというのが選定の経過であります。

委員：エムウェーブの近くに住んでいます。

皆さんの記憶にも新しいと思うが、2019年長沼、豊野の大洪水がありました。地元の朝陽地区が水害の場合は、エムウェーブの3階の屋根に避難しなければならないとなっています。ここにハザードのことが書いてありますが、そういったことも承知の上でここを選定したのでしょうか。

商工振興課：エリアのハザードも理解した上で、ここの開発の提案募集をしています。

委員：朝陽小学校は水害時に避難できません。エムウェーブだと3階以上、できれば、三陽中学や東和田運動公園に避難することになっています。

例えば、産業の開発が進んだ場合、住民避難の可能性のある建物も建築する予定があるのですか。

商工振興課：具体的な建物配置はこれからの話になります。立地の事業者も地域貢献という形のものも考えてもらっています。その中で、災害協定が結べればそういったものも考えていきたいと思えます。

委員：くれぐれも水害対策といったもので、地域住民に貢献できるような、将来を見据えた計画をしてほしいです。

委員：今の配置図を見ていると、エムウェーブ南側に2車線の道路があります。よく抜け道に使われるものです。そこと今回の事業用地との間が50mくらい空いているように見えますが、これはわざわざエムウェーブとの敷地と離隔距離がとれるように配慮されたということですか。

これを緑化帯のような形で残されるならば、エムウェーブとの確執もなくなっていいのではないかと思います。計画に反映されることを期待していますが。

商工振興課：道路の南側については、エムウェーブとの距離ができる、という点では同じですが、東側の道路が4車線に拡幅される計画に伴って、現在エムウェーブ建物東側にある駐車場も大きく削られてしまうということで、駐車場確保の観点から南側の農地について取得をして、駐車場としての整備を予定しています。

委員：ここで話しているのかわかりませんが、東外環状線のエムウェーブから北へ向かった所に桜並木があります。そういうものの保全も考慮しているのでしょうか。

商工振興課：東外環状線は県道です。整備については長野建設事務所が担当しています。

委員：了解しました。そちらに話します。

委員：4車線になるという東外環状線は、なぜ拡幅になるのですか。

産業地開発について『検討』と書いてあるが、検討委員会はある、

ということですか。長野市民が入っているとか、有識者との検討委員会はありますか。

商工振興課：この開発についての検討委員会はありません。『検討中』という表現は、今までの産業団地の開発というのは、市が計画をして、市が施行者となることが通例だったのですが、今回は市が産業用地を作りたいという意図は持ちながらも、民間主体で実施していく方向で、協力関係のもと進めていこうとしていることがあって、民間の事業者がこれから地権者と話をしながら用地交渉をしていくことになるので、『決定』と表現できる段階になかったということです。

委員：今、この場でもいろんな意見が出ているくらいなので、すごく疑問を感じます。通例、市が主体で民間に意見を聴かないということだが、今の時代、今後それでいいのでしょうか。まして水に浸かった場所の工業地域が本当に適切かとか、オリンピック施設の半径何 m 以内はこういった工業地域の誘致はできるなら避けた方がいいとか、そういった根本的なことを検討した方が今後必要ではないかと思います。

事務局：2点目として、景観審議会の今後の予定についてご説明いたします。

事務局：景観賞の最終選考につきましては、先ほどご案内申し上げましたとおり、7月22日(金)に現地調査を行い、同日、最終選考を行う予定です。

ここで景観賞の決定をしていただき、後日、北村会長と赤羽副会長に市長室にお越しいただき、市長に答申をお願いする予定です。

第2回審議会の日程などの詳細につきましては、改めてご通知申し上げますが、あらかじめ日程調整をお願いいたします。

日時は令和4年7月22日(金)。先程の話の中で集合時間が少し早まる可能性があり、8時30分から17時頃までを予定ください。集合場所は市役所第一庁舎西側広場(桜スクエア)。本日使用した資料1「第35回長野市景観賞候補作品調書」と資料2「長野市景観顕彰制度実施要綱等」をお持ちください。

また、当日の飲み物については、現地調査用のご用意はしますが、その他必要な場合はマイボトル等持参いただきたいと思います。

以上です。

事務局：それでは、本日予定しておりました審議事項などは全て終了となります。

6 閉 会

都市整備部長挨拶